

## 応募要領

### アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト

農林水産省農林水産技術会議事務局では、平成22年度から実施予定の委託プロジェクト研究「アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト」について、平成22年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託プロジェクト研究への参加を希望する企業・研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。つきましては、受託を希望される方は、本要領に従って提案書を提出して下さい。

なお、本委託事業は、平成22年度予算政府案に基づき公募を行っているため、今後、変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

#### 1 事業概要

##### (1) 事業内容

農業の持つ潜在力を発輝して、農業・農村の活性化を図り、我が国経済全体の活性化につなげていくためには、農業分野から異分野、特に医療分野への展開を進め、新しい産業・市場を創造していくことが非常に重要です。そのための方策の一つとして、これまで蓄積されたゲノム情報や進展の著しいゲノム解析技術、遺伝子組換え技術等を活用し、現在、微生物や動物培養細胞等を用いて生産されている医薬品・医療用素材等を、イネやカイコなど農作物・昆虫等を用いて生産する技術の実用化が考えられます。

例えば、現在、国民の約30%が花粉症を患い、これらの人々が医薬品や医療関連費（マスク・目薬等）として、毎年約2,300億円を支出していると推定されており、花粉症治療に対する国民の関心は高まっています。花粉症の治療法としては、抗ヒスタミン薬等による対症療法その他、アレルゲンを少量ずつ長期間摂取し続けることで免疫寛容を誘導する減感作療法があります。この減感作療法は花粉症根治が期待できる唯一の治療法ですが、現在の治療法では2年以上通院し定期的に花粉エキスを皮下注射しなければならず、患者の負担が大きいことが問題となっています。これに対して、近年アレルゲンを経口摂取することで免疫寛容を誘導する方法が、食品アレルギーに対する治療場面などで注目されています。この方法を花粉症治療に応用できれば、患者は注射による痛みから解放され、通院回数を減らすことも可能となるなど、患者の負担軽減に資するものと考えられます。実際、遺伝子組換え技術によりスギ花粉症の主要な抗原ペプチドを白米部分に蓄積させるコメを作出し、マウスに経口投与したところ、スギ花粉に対するアレルギー反応の低減が見られています。このように、アレルゲンをコメ等農作物可食部に蓄積させると、日常の食生活の中で継続的に有効成分の摂取が可能となり、「食べる医薬品」として新しい産業・市場の創造が期待されます。

また、医療用素材の面では、例えば人工血管においては、従来の合成樹脂製の場合、小口径では血栓ができやすく、心筋梗塞の冠動脈バイパス手術などで臨床での使用に耐え得る小口径人工血管は実用化されていません。そのため、現在は患者の自己血管を移植することにより対応しており、血管採取のための手術が加わるなど患者への負担は大きくなっています。これに対して、遺伝子組換え技術により生体適合性を高めた絹糸を産生するカイコを作出したところ、その絹糸を用いて試作した小口径人工血管は、ラットによる移植試験において血栓ができにくいという結果が得られています。この小口径人工血管が臨床で使用可能となれば、心筋梗塞等の患者の治療への貢献が期待できるなど、その社会的意義は大きいと考えます。

本プロジェクト研究においては、農業分野から医療分野への展開の端緒として、花粉症をはじめとしたアレルギー疾患等を対象に、「食べる医薬品」として経口免疫寛容を成立させる治療薬候補となる農作物（医薬品作物）、古くから外科手術の際の縫合糸に利用されるなど人体との親和性の高いカイコ絹糸を用いた人工血管等の医

療用新素材、カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用した医薬品等の生産の実用化を促進するための研究開発を実施します。

(2) 事業期間 (予定)

平成22年度～26年度 (5年間)

(3) 公募研究課題及び委託研究経費限度額

平成22年度の公募研究課題は次の5課題とし、研究課題ごとの具体的研究開発目標及び内容は別紙1のとおりです。

① スギ花粉症治療薬候補となるコメの開発

(研究内容)

スギ花粉症治療を対象として、経口免疫寛容の有効成分を白米部分に蓄積し、当該有効成分の抽出等を行うことなく経口摂取が可能となるコメの開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価及び治験を実施します。

(委託研究経費限度額) 337,976千円

② スギ花粉症以外の疾病治療薬候補となる農作物の開発

(研究内容)

有効成分の継続的な投与で経口免疫寛容を成立させる方法で治療が可能と見込まれる疾病(スギ花粉症を除く)を対象に、当該有効成分を生産・蓄積する医薬品作物の開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

(委託研究経費限度額) 50,000千円

③ 絹糸タンパク質を用いた小口径人工血管の開発

(研究内容)

絹糸タンパク質を原材料に、小口径(口径6mm未満)人工血管の開発及び医療用素材としての安定生産技術の確立、医療用具の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

(委託研究経費限度額) 40,000千円

④ 絹糸タンパク質を用いた創傷被覆材、角膜再生材料等新素材の開発

(研究内容)

絹糸タンパク質を原材料に、創傷被覆材、角膜再生材料等医療現場に利用できる医療用素材の開発及び医療用素材としての安定生産技術の確立、医療用具の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

(委託研究経費限度額) 30,000千円

⑤ カイコによるヒト・動物用医薬品の開発

(研究内容)

カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用して、ヒト用医薬品及び動物用医薬品の開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

(委託研究経費限度額) 90,000千円

(4) 委託件数

(3)の公募研究課題の①から⑤ごとに1件とします(研究課題を複数に分割しての契約は行いません)。

(5) 委託契約期間

委託契約締結日から平成23年3月22日までを予定しています。

## 2 応募資格等

### (1) 資格要件（共通）

応募することができる者は、次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ① 応募者は、企業、研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の法人格を有する研究機関（※）であること。
- ② 応募時に、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の審査申請を行っており、契約締結時に平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること（地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）
- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則、日本国内に研究開発拠点を有すること。ただし、国外機関の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場合はこの限りではありません。

平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査申請については、(<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>) をご覧下さい。

なお、研究機関が、農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」

(<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>) にて確認できます。

### (2) 複数の研究機関が共同して研究を行う場合の要件

以下の要件を満たす研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）及び他の研究機関（以下「共同研究機関」という。）が共同してグループを構成し、応募することもできます。その場合、それぞれの分担関係を明確にして、中核機関がグループを代表して応募するものとします。

なお、中核機関は、研究課題の全部を共同研究機関に委託することはできません。

また、共同研究機関がさらに他の研究機関に委託（再々委託）することはできません。

#### 1) 中核機関

上記2の（1）のほか、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 本研究課題における研究開発責任者（プロジェクトリーダー）及び経理統括責任者を設置していること。
- ② 本研究課題について、研究の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。
- ③ 農林水産省農林水産技術会議事務局との委託契約に準拠した内容で共同研究機関との間で委託契約を締結（以下「再委託」という。）できるよう、再委託契約に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ④ 知的財産権の研究成果に関し、共同研究機関に特許等の取得を促すなど適切な管理を行えること。

#### 2) 共同研究機関

- ① 企業、研究組合、特例民法法人、独立行政法人、大学、地方公共団体等の研究機関（※）であること。
- ② 原則、日本国内に研究開発拠点を有すること。ただし、国外機関の特別の研究開発能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場合はこの限りではありません。
- ③ 委託契約の締結に当たっては、中核機関から提示する再委託契約書に合意で

きること。

※ 研究機関とは、以下の3つの条件を満たす機関をいいます。

- ① 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
- ② 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。
- ③ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

### 3 応募について

#### (1) 応募方法

応募者は、以下の2つのいずれかの方法により、応募を行うことができます。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用した電子申請
- ② 郵送又は持参による申請

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

また、e-Radを利用した応募を行う場合、応募者におかれては、あらかじめ研究機関及び研究者情報の登録手続きが必要です。e-Radを利用した電子申請の詳細については、別紙2をご覧ください。

#### (2) 応募書類

提案書一式

※ 提案書の作成に当たっては、本要領に従い、提案書（様式）にご記入下さい。

なお、提案書は日本語で作成して下さい。

※ 郵送又は持参による申請の場合、提案書の提出部数は2部（正1部、副（正のコピー）1部）とします。

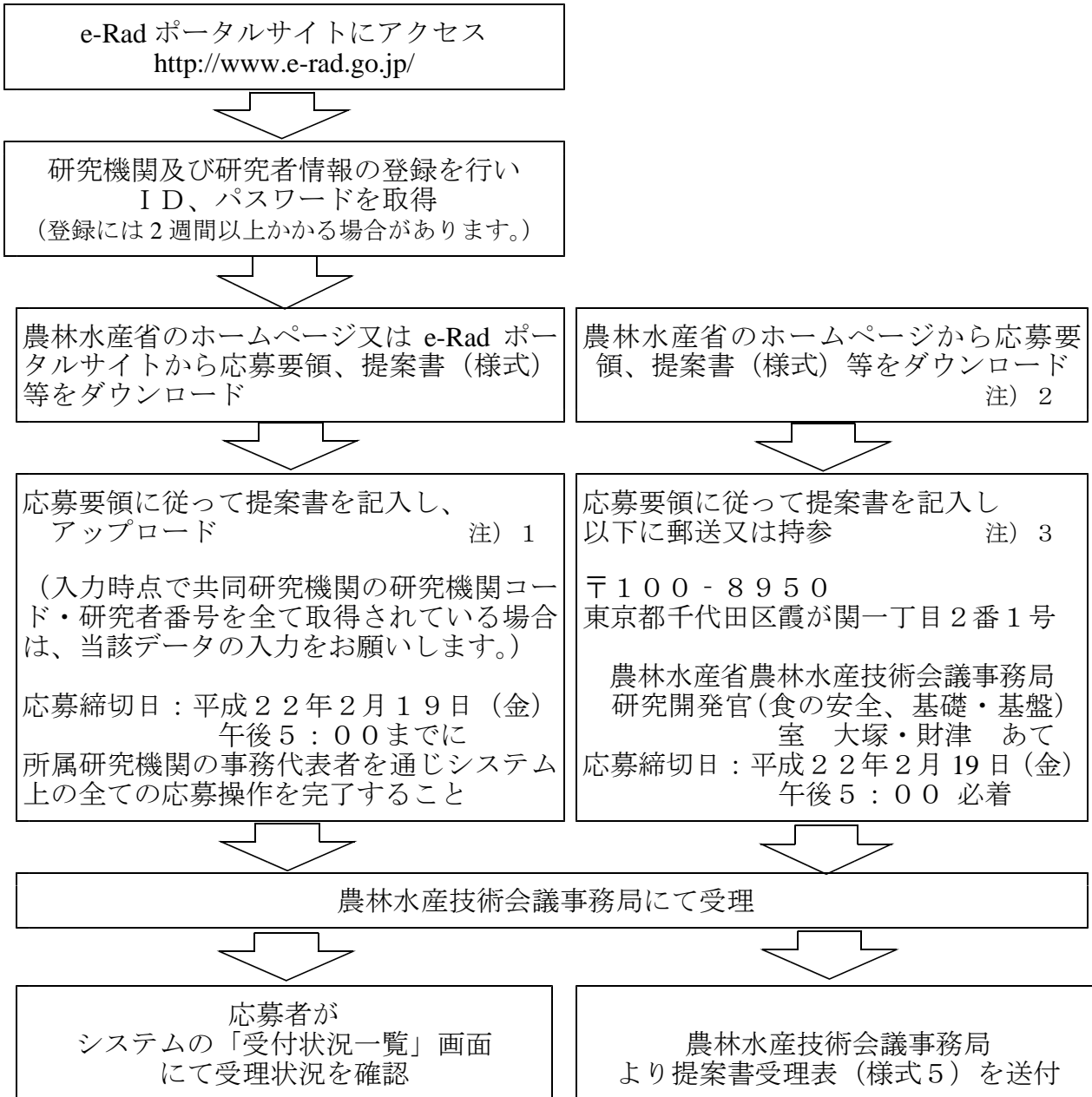
#### (3) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募資格を有しない者の提案書は無効とします。
- ② 提案書の差し替え・修正は、締切期限内であれば可能です。その際は、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい（e-Radにより応募された場合には、予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）。なお、期限までに提出できない場合は、無効となります。余裕を持って早めにご応募ください。
- ③ 提案書に不備があった場合は、提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに提出できない場合は、無効となります。
- ④ 提案書に虚偽が認められた場合は無効となります。
- ⑤ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑥ 提案書の返却には応じられません。

## 応募の流れ

### a. e-Rad を利用した電子申請の場合

### b. 郵送又は持参による申請の場合



- 注) 1. e-Rad を利用した電子申請を行う場合には、システム上にアップロードしただけでは、農林水産省に提出されません。所属研究機関の事務代表者によるシステム上の承認行為が行われないと、農林水産省に提出された扱いにはなりませんのでご注意ください。
2. 応募要領、提案書 (様式) 及び契約書 (案) は、郵送による送付を希望することもできます。返信用封筒 (宛名面に切手 (200円分) を貼付) を、15の問い合わせ先まで送付して下さい。
3. 郵送の場合は、封筒に、「アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクトの公募に係る提案書在中」と朱書きして下さい。
4. 郵送の場合、採択者は、速やかに、中核機関及び全ての共同研究機関において e-Rad に係る研究機関コード・研究者番号の取得をしていただくこととなります。

#### 4 委託先の選定

##### (1) 審査方法

委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において(2)の審査基準に沿って行います。また、必要に応じて、提案書の他に、追加資料等の提出や別途のヒアリングを求める場合があります。なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

##### (2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が別紙1の「研究開発目標及び研究計画」に示した方針に合致しているか。
- ② 提案内容が別紙1の「研究開発目標及び研究計画」に示した達成目標に向けて十分な内容となっているか。
- ③ 提案内容が技術的に優れているか。
- ④ 提案内容に実現可能性があるか。また、研究開発内容を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか(知的財産等の取り組み状況の有無を含む)。
- ⑤ 研究開発の実施体制や管理能力等に優れているか。
- ⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

#### 5 審査結果等の通知

審査結果は、3月下旬頃までに速やかに応募者に通知するとともに、予定委託先名(中核機関の場合、共同研究機関名を含む。)をホームページに公表します。予定委託先への通知に際しては、研究実施に当たっての留意事項を必要に応じて付す場合があります。

また、審査委員の所属・氏名等について、委託先決定後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

#### 6 研究開発の運営管理

農林水産技術会議事務局は、研究開発責任者と密接な関係を維持しつつ、委託プロジェクト研究の目的及び目標に照らした適切な運営管理を実施します。

委託プロジェクト研究の具体的な運営管理は、「委託プロジェクト研究の実施について」(平成18年2月23日付け17農会第1466号農林水産技術会議事務局長通知※)に基づき実施します。

概要は以下のとおりです。

- ① 農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究の開始に当たり、各委託プロジェクト研究の進行管理、関係各局との調整等を行う責任者としてプログラムオフィサー(PO)を農林水産技術会議事務局内に設置します。POは、研究の進捗状況及び成果を把握するとともに、関係者に報告し、必要に応じて研究開発責任者(プロジェクトリーダー)に対し指導等を行います。
- ② 農林水産技術会議事務局は、委託プロジェクト研究毎に、プロジェクト研究運営委員会を設置します。

プロジェクト研究運営委員会は、POを委員長とし、農林水産技術会議事務局の関係課室や外部専門家(大学、企業等の研究者等)等により構成します。なお、必要に応じ、行政部局の関係課室長等や研究開発責任者の参加を求められます。

プロジェクト研究運営委員会では、

- ・ 推進方策の検討
- ・ 実施期間全体及び毎年度の研究実施計画の検討
- ・ 研究の進捗状況、成果の把握

等を行います。なお、初年度を除き、毎年度の研究実施計画では、研究の進捗状況や9（研究課題の評価等）により実施される評価等も踏まえて検討します。

研究開発責任者は、POの指導のもと、同一委託プロジェクト研究における他の研究開発責任者と連携体制を整備し、研究の進捗状況の整理、研究実施計画案の作成等にご協力いただくこととなります。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/project\\_about.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/project_about.pdf) をご参照下さい。

## 7 委託契約の締結及び対象となる経費

### (1) 委託契約の締結

4の(1)により採択された者に対しては、平成22年度政府予算成立後、委託契約を締結します。なお、採択された者は、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

### (2) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

#### 1) 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費

##### ① 人件費

研究（開発）に直接従事する研究開発責任者及び研究員等の人件費。

なお、国、あるいは、地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

##### ② 謝金

委員会等の外部委員に対する出席謝金。講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金。

##### ③ 旅費

国内外国への出張に係る経費。

##### ④ 試験研究費

###### ・ 機械・備品費

本研究課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えられるもののうち、取得価格が3万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借上げ（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借上げで対応して下さい。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。

###### ・ 消耗品費

機械・備品費に該当しない物品。

###### ・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費。

###### ・ 借料及び損料

物品等の借料及び損料。

###### ・ 光熱水料

研究施設等の電気、ガス、水道料。

###### ・ 燃料費

- ・ 研究施設等の燃料（灯油、重油等）費。
  - ・ 会議費  
委員会等の開催に係る会議費。
  - ・ 賃 金  
本委託事業に従事する研究補助者等に係る賃金。
  - ・ 雑役務費  
物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等。
- ⑤ 委託費  
中核機関から共同研究機関への再委託に要する経費。
- ⑥ その他必要に応じて計上可能な経費  
外国人招へい旅費・滞在費、特許出願経費等。
- 2) 一般管理費  
④の試験研究費の15%以内。
- 3) 消費税等相当額  
1) 及び2) の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の5%。
- ※1 共同研究機関において計上できる経費は、上記の経費のうち1) の⑤委託費を除いた経費です。
- ※2 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本委託事業が占める割合（エフォート※3）を人件費単価に乗じた額としてください。
- ※3 エフォート（研究専従率）：研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、通常の業務活動を含めた実質的な全仕事時間を指します。
- ※4 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は注意が必要です。
- ※5 一般管理費は直接経費以外で本委託事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本委託事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。
- ※6 中核機関が特例民法法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

### (3) 購入機器等

本委託事業により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機械装置等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

本委託事業の購入物品である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなど明記して下さい。共同研究機関が取得した物品についても、同様に善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

なお、委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の可否をお知らせします。共同研究機関における委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関からお知らせすることにしてあります。



## 8 研究成果の取り扱い

### (1) 研究成果の報告等

受託者は、委託契約期間終了時までには実績報告書を農林水産技術会議事務局長に提出していただきます。また、委託プロジェクト研究終了後の翌年度に農林水産技術会議事務局で発行する「研究成果」シリーズについて、原稿を作成していただきます。

### (2) 研究成果の発表

受託者は、新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、本委託事業による研究の成果であることを明記し、事前にその概要を農林水産技術会議事務局に連絡するとともに、公表した資料については、毎年度末、農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

### (3) 研究成果の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権は農林水産省農林水産技術会議事務局に帰属しますが、以下の条件を遵守していただく（遵守を確認する確認書を提出していただきます。）ことを条件に、受託者に帰属させることができます。また、中核機関から共同研究機関への再委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同研究機関とする（必要に応じて、両機関間での持ち分を定める。）ことができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

- ア 研究成果が得られた場合には、受託者は遅滞なく農林水産技術会議事務局長に報告すること。
- イ 農林水産技術会議事務局長が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、農林水産技術会議事務局長に対して当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由がない場合に、農林水産技術会議事務局長が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- エ 当該知的財産権を第三者に譲渡・実施許諾等をする場合には、あらかじめ農林水産技術会議事務局長の承認を受けること。

なお、知的財産権に関する次の事項についてもご留意願います。

- ・ 本委託事業は、国の委託事業であることから、アにより報告した研究成果を中核機関に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど、農林水産研究開発の推進上、不相当と判断される場合には、帰属させることができません。したがって、中核機関への帰属の可否については、農林水産省農林水産技術会議事務局が決定し、通知しますのでご留意下さい。ただし、中核機関が独立行政法人、国立大学法人及び地方公共団体の場合は、公共性の高い機関であること等を勘案して研究成果報告書の受領をもって帰属したとみなします。
- ・ 本委託事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成 18 年 5 月 23 日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成 19 年 3 月 1 日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします。
- ・ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、

設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。委託先において、職務発明規程等が定められていない場合、農林水産技術会議事務局との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本委託事業の契約締結後速やかに整備をして下さい。

- ・ 本委託事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。なお、得られた研究成果をもとに共同研究等を別途実施する際には事前にご相談下さい。出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることができなくなりますので、くれぐれもご注意下さい。

## 9 研究課題の評価等

農林水産技術会議事務局は、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 18 年 3 月 31 日付け農林水産技術会議決定）等に基づき、研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査を実施します。

研究実施機関は、研究課題の評価に必要な資料の作成及び追跡調査への回答等の協力が必要となります。なお、評価結果等は、研究計画の見直し、予算の配分等に反映されます。

### (1) 研究課題の評価

- ・ 事後評価：研究実施期間の最終年度に実施。
- ・ 中間評価：研究期間が 5 年以上に亘るものについて、2～4 年間が経過する時点の前に実施。

なお、中間評価を実施しない年度においても、6 のプロジェクト研究運営委員会において研究の進捗状況の点検を実施します。

### (2) 追跡調査

追跡調査として、得られた研究成果の普及・活用状況について、成果公表の翌年から 5 年間、研究実施機関に対しアンケート調査を実施します。

## 10 研究費の不正使用

### (1) 不正使用防止に向けた取組み

研究費の不正使用防止への対応については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議）に則り、農林水産省では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しました。委託事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されますので、研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。また、その実施状況の報告等をしていただくとともに、体制整備等の状況に関する現地調査が行われる場合がありますので、ご承知おき下さい。

この一環として、農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究開発責任者、研究実施責任者及び経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備を行います。

具体的には以下のとおり行う予定ですので、ご了解ください。

- ・ 応募申請時：中核機関及び全ての共同研究機関に関して、研究実施責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にしていただきます。

(提案書(様式) 2-1)

- ・受託機関決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する中核機関の研究開発責任者(ただし、グループ全体の経理を統括する者(以下「経理統括責任者」という。)が別にいる場合はその者を含む)に対し、経費の適正執行について説明・指導を行います。
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる研究実施機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる研究実施機関に対しては必要に応じ、現地指導を実施する場合があります。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline\\_02.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_02.pdf)をご参照下さい。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本委託事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を認めないこととします。

- ア 研究費の不正使用を主導的に行った研究者  
委託費等を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の期間で、その不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間。
- イ 不正受給を主導的に行った研究者  
委託費等を返還した年度の翌年度以降5年間。
- ウ 不正使用等を共謀して行った研究者  
その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間。
- エ 他府省を含む他の委託費等において不正使用等を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者  
当該委託費等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間。

なお、上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

1.1 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については10の(2)の不正受給を行った場合と同様の措置がとられます。

1.2 研究上の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組み

研究上の不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成18年2月28日総合科学技術会議)に則り、農林水産省では、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け

18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※)を策定しました。本委託事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。研究実施機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

※については、[http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline\\_01.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior/pdf/guideline_01.pdf)をご参照下さい。

## (2) 不正行為が行われた場合の措置

研究上の不正行為があったと認定された研究課題の研究開発責任者及び研究員等については、当該研究課題に係る委託経費について、その全部又は一部の返還を求める場合があります。

また、以下のとおり、一定期間、本委託事業への参画を制限する場合があります。

ア 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降2年以上10年以内。

イ 不正行為に関与しなかったものの、責任者としての注意義務を怠ったなど、一定の責任があるとされた者については、その責任の程度により不正があったと認定された年度の翌年度以降1年以上3年以内。

なお、上記の措置については、当該不正行為の概要を公表するとともに、他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

## 1.3 秘密の保持

本委託事業に係る応募書類及び e-Rad への登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、本委託事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Rad を経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、農林水産技術会議事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等への応募制限のための情報提供が、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行われる場合があります。以上のことを予めご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

## 1.4 次年度以降の取扱い

平成23年度以降も継続して実施する研究課題については、原則として、今回の公募により決定した委託先が実施するものとし、毎年度、当該研究の実施に先立ちあらためて委託契約の締結を行うものとします。

ただし、9の中間評価及びプロジェクト研究運営委員会における研究の進捗状況の点検の結果により、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止等をすべきと判断された場合は、委託を行わないことがあります。

## 1 5 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、応募要領の公表後から応募の締め切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますのでご了承下さい。

### 記

農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室

担当者 大塚・財津

TEL：03 - 3502 - 7435

FAX：03 - 3593 - 7227

「アグリ・ヘルス実用化研究促進プロジェクト」  
の研究開発目標及び研究計画

## I 全体の目的、目標、計画

### 1 研究開発の目的

農業の持つ潜在力を発輝して、農業・農村の活性化を図り、我が国経済全体の活性化につなげていくためには、農業分野から異分野、特に医療分野への展開を進め、新しい産業・市場を創造していくことが非常に重要です。そのための方策の一つとして、これまで蓄積されたゲノム情報や進展の著しいゲノム解析技術、遺伝子組換え技術等を活用し、現在、微生物や動物培養細胞等を用いて生産されている医薬品・医療用素材等を、イネやカイコなど農作物・昆虫等を用いて生産する技術の実用化が考えられます。

そこで、本プロジェクト研究では、農業分野から医療分野への展開の端緒として、花粉症をはじめとしたアレルギー疾患等を対象に、「食べる医薬品」として経口免疫寛容を成立させる治療薬候補となる農作物（医薬品作物）、古くから外科手術の際の縫合糸に利用されるなど人体との親和性の高いカイコ絹糸を用いた人工血管等の医療用新素材、カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用した医薬品等の生産の実用化を促進するための研究開発を実施します。

### 2 研究開発の目標

本研究では、国民病となっているスギ花粉症を始めとした国民生活に大きな影響を及ぼす疾病に対応するため、有効成分を可食部に蓄積し、有効成分の抽出等を行うことなく経口摂取が可能な医薬品作物等の開発及び医薬品としての安定生産技術の確立を平成26年度までに行うとともに、医薬品の承認申請に必要な治験（ヒトでの安全性・有効性の評価試験）等を実施します。

また、カイコ絹糸を用いた小口径人工血管や創傷被覆材等の医療用新素材及び遺伝子組換え技術を用いてカイコに産生させた有用タンパク質による医薬品の試作、有効性・安全性の評価試験等を平成26年度までに実施します。

以上により、医薬品・医療用新素材の承認申請に必要な基礎的データを収集し、以降の開発が民間主導で円滑に行われるよう技術移転をすることを目標とします。

## II 研究課題別の研究開発内容、目標等

### 1 スギ花粉症等に対する経口免疫寛容を利用した医薬品となる農作物の開発

#### 〔公募研究課題1〕スギ花粉症治療薬候補となるコメの開発

##### （1）研究開発の必要性

国民病であるスギ花粉症の治療薬として、長期間の通院や皮下注射による投薬が必要となる現在の減感作療法に代えて、日常の食生活の中で継続的に摂取することで経口免疫寛容を成立させる農作物が開発されれば、患者は注射による痛みから解放され、通院回数を減らすことも可能となります。さらに、スギ抗原ペプチドを白米部分に蓄積するコメでは、ペプチドがコメのタンパク質で包み込まれることで胃での消化を免れて腸管まで到達し、効率的に腸管から吸収され効果を発揮すると考えられます。このように、製剤面（Drug Delivery System）からみても画期的な方法となり得ると期待されていることから、医薬品作物の生産という

新しい産業・市場の創造、それによる農業の活性化を図るため、スギ花粉症治療薬となるコメの早期の実用化が必要であると考えます。

## (2) 研究開発の具体的内容

スギ花粉症治療を対象として、経口免疫寛容の有効成分を白米部分に蓄積し、当該有効成分の抽出等を行うことなく経口摂取が可能となるコメの開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価及び治験を実施します。

### <留意事項>

- ・ 動物実験による有効性・安全性検証及び治験等の実施に当たっては、医薬品の承認申請に必要な基準（「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（G L P基準）（平成9年3月26日厚生省令第21号）、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（G C P基準）（平成9年3月27日厚生省令第28号）、「治験薬の製造管理及び品質管理基準及び治験薬の製造施設の構造設備基準（治験薬GMP）について」（平成9年3月31日薬発第480号薬務局長通知）等）を満たす手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません）。
- ・ 動物実験等による有効性・安全性評価及び治験の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。
- ・ 本公募研究課題の実施に当たっては、公募研究課題2の実施機関と互いに定期的に情報・意見交換を行い、情報や知見を共有して研究を推進することとします。

## (3) 達成目標（最終目標）

- ① スギ花粉症治療薬候補となるコメを開発（※）するとともに、可食部における有効成分の蓄積が上位安定する栽培管理技術を確立します。

※ 実施機関において、既に治療薬候補となるコメを開発済みの場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（栽培管理技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

- ② 開発したコメについて、医薬品の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施し、十分な有効性・安全性が認められた場合に治験段階に移行します。この際、治験は「臨床試験の一般指針（平成10年4月21日薬医審第380号厚生省医薬安全局審査管理課長通知）」（[http://www.pmda.go.jp/ich/e/e8\\_98\\_4\\_21.pdf](http://www.pmda.go.jp/ich/e/e8_98_4_21.pdf)）に定める第Ⅰ相を完了し、第Ⅱ相における患者に対する有効性の探索的評価まで実施することを目標とします。
- ③ 本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価及び治験の実施手順及びコメ生産に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われるために必要なマニュアルを整備します。

## (4) 平成22年度の委託研究経費限度額

337,976千円

## 〔公募研究課題2〕スギ花粉症以外の疾病治療薬候補となる農作物の開発

### (1) 研究開発の必要性

スギ花粉症以外にも、アレルギー疾患等の中には公募研究課題1と同様に有効成分の継続的な投与で経口免疫寛容を成立させ、症状の緩和や治癒が可能となるものがあります。

そこで、国民の生活の質を向上させるとともに、医薬品作物の生産という新しい産業・市場の創造、それによる農業の活性化を図るため、有効成分を生産・蓄積させ、継続的に摂取することで経口免疫寛容を成立させる農作物の開発が必要であると考えます。

### (2) 研究開発の具体的内容

有効成分の継続的な投与で経口免疫寛容を成立させる方法で治療が可能と見込まれる疾病（スギ花粉症を除く）を対象に、当該有効成分を生産・蓄積する医薬品作物の開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

#### <留意事項>

- ・ 動物実験による有効性・安全性検証の実施に当たっては、医薬品の承認申請に必要な基準（「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（G L P基準）（平成9年3月26日厚生省令第21号）等）を満たす手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません）。
- ・ 動物実験等による有効性・安全性評価の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。
- ・ 本公募研究課題の実施に当たっては、公募研究課題1の実施機関と互いに定期的に情報・意見交換を行い、情報や知見を共有して研究を推進することとします。

### (3) 達成目標（最終目標）

- ① スギ花粉症以外の疾病治療薬候補となる農作物を開発（※）するとともに、有効成分の蓄積が上位安定する栽培管理技術を確立します。

※ 実施機関において、既に治療薬候補となる農作物を開発済みの場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（栽培管理技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

- ② 開発した農作物について、医薬品の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。
- ③ 本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価の実施手順及び農作物生産に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われるために必要なマニュアルを整備します。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 50,000千円



## 2 カイコによる医薬品・医療用新素材の開発

### 〔公募研究課題3〕絹糸タンパク質を用いた小口径人工血管の開発

#### (1) 研究開発の必要性

現在主流である合成樹脂製の人工血管では、小口径のものは血栓ができやすく、心筋梗塞の冠動脈バイパス手術などで臨床での使用に耐え得るものはありません。そのため、臨床に応用できる小口径人工血管の実用化が求められています。

これに対して、カイコ絹糸は古くから外科手術の際の縫合糸に利用されるなど人体との親和性が高いことが知られており、さらに、遺伝子組換え技術により生体適合性を高めた絹糸を用いて試作した小口径人工血管は、ラットによる移植試験において血栓ができにくいことが確認されています。そこで、心筋梗塞等の治療への貢献とともに、医療用新素材の生産という新しい産業・市場の創造、それによる養蚕業の活性化を図るため、絹糸タンパク質を用いて小口径人工血管の実用化が必要であると考えます。

#### (2) 研究開発の具体的内容

絹糸タンパク質を原材料に、小口径（口径6 mm未満）人工血管の開発及び医療用素材としての安定生産技術の確立、医療用具の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

#### <留意事項>

- ・ 動物実験による有効性・安全性検証の実施に当たっては、医療用具の承認申請に必要な基準（「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（G L P基準）（平成17年3月23日厚生労働省令第37号）、「医療用具および医用材料の基礎的な生物学的試験のガイドライン」（平成7年6月27日薬機第99号厚生省薬務局医療機器開発課長通知）等）を満たす手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません）。
- ・ 動物実験等による有効性・安全性評価の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。

#### (3) 達成目標（最終目標）

- ① 絹糸タンパク質を原材料とした口径6 mm未満の人工血管を開発（※）するとともに、医療用具の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。この際、開発する人工血管は「人工血管基準」（昭和45年8月10日厚生省告示第298号）、「I S O 7 1 9 8 : 1 9 9 8 (Cardiovascular implants-Tubular vascular prosthesis)（人工血管に関する国際規格）」等で定められた規格に準拠し、従来既製品と比較して血栓ができにくい機能を有するものとします。また、医療用素材として保持すべき有効成分等の蓄積が上位安定する生産技術を確立します。

※ 実施機関において、既に条件に合致する人工血管を開発済みの場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（安定生産技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

- ② 本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価の実施手順及び人工血管製造に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われる

ために必要なマニュアルを整備します。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 40,000千円

#### 〔公募研究課題4〕 絹糸タンパク質を用いた創傷被覆材、角膜再生材料等新素材の開発

##### (1) 研究開発の必要性

カイコ絹糸は古くから外科手術の際の縫合糸に利用されるなど人体との相性がよく、さらに絹糸タンパク質にはヒトの皮膚細胞の増殖を促進させる作用のあることが知られています。医療用新素材の生産という新しい産業・市場の創造、それによる養蚕業の活性化を図るためには、このようなカイコ絹糸の有する特性を活用し、創傷被覆材、角膜再生材料等医療現場に利用できる医療用具の開発が必要であると考えます。

##### (2) 研究開発の具体的内容

絹糸タンパク質を原材料に、創傷被覆材、角膜再生材料等医療現場に利用できる医療用素材の開発及び医療用素材としての安定生産技術の確立、医療用具の承認申請に必要な動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

##### <留意事項>

- ・ 動物実験による有効性・安全性検証の実施に当たっては、医療用具の承認申請に必要な基準（「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（G L P基準）（平成17年3月23日厚生労働省令第37号）、「医療用具および医用材料の基礎的な生物学的試験のガイドライン」（平成7年6月27日薬機第99号厚生省薬務局医療機器開発課長通知）等）を満たす手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません）。
- ・ 動物実験等による有効性・安全性評価の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。

##### (3) 達成目標（最終目標）

- ① 絹糸タンパク質を原材料とした医療用素材を開発（※）するとともに、医療用具の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。この際、開発する素材はISO等で定められた規格に準拠したものとします。また、医療用素材として保持すべき有効成分等の蓄積が上位安定する生産技術を確立します。

※ 実施機関において、既に条件に合致する医療用素材を開発済みの場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（安定生産技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

- ② 本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価の実施手順及び医療用素材製造に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われるために必要なマニュアルを整備します。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 30,000千円

## 〔公募研究課題5〕カイコによるヒト・動物用医薬品の開発

### (1) 研究開発の必要性

遺伝子組換え技術の進展により、カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用して、有用タンパク質を産生させる技術が確立しています。この技術を応用し、カイコにタンパク質医薬品を生産させれば、現行の遺伝子組換え微生物や動物培養細胞等を用いた方法と比較して、培養に係るコストの低減が見込まれます。また、カイコは大腸菌における細菌内毒素、動物培養細胞におけるウイルス等の潜在的危険因子を持たないため、簡便な抽出操作で精製できるという利点も想定され、より安価で安全な医薬品製造が可能となり得ると考えられます。この技術の実用化によって、医薬品の生産という新しい産業・市場の創造、それによる養蚕業の活性化につながることを期待されることから、カイコによる医薬品製造技術の早急な実用化が必要であると考えます。

### (2) 研究開発の具体的内容

カイコの有する高いタンパク質生産能力を活用して、ヒト用医薬品及び動物用医薬品の開発及び医薬品としての安定生産技術の確立、医薬品の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。

#### <留意事項>

- ・ 動物実験による有効性・安全性検証の実施に当たっては、医薬品の承認申請に必要な基準（ヒト用医薬品については、「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（G L P基準）（平成9年3月26日厚生省令第21号）等、動物用医薬品については、「動物用医薬品等取締規則」（平成16年12月24日農林水産省令第107号）、「動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年10月21日農林水産省令第74号）等）を満たす手法で行うこととします（ただし、予備試験においてはその限りではありません）。
- ・ 動物実験等による有効性・安全性評価の実施に当たっては、事前に農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官室（食の安全、基礎・基盤）担当者の立ち会いの下、関係機関と相談の上実施するものとします。

### (3) 達成目標（最終目標）

- ① カイコを用いてヒト用医薬品及び動物用医薬品を開発（※）するとともに、医薬品の承認申請に必要な手続に準拠した方法で動物実験等による有効性・安全性評価を実施します。また、カイコによる有効成分の産生が上位安定する飼育管理技術を確立します。

※ 実施機関において、既に医薬品原料となる有効成分の産生技術を開発済みの場合は、本項に掲げる目標のうち未達成の項目（飼育管理技術の確立、有効性・安全性評価等）について委託の対象とします。

- ② ①の実施に当たっては、必要となる有効成分の糖鎖修飾や医薬品としての抽出・精製方法等の技術開発もあわせて行うものとします。
- ③ 本プロジェクトで行った動物実験等による有効性・安全性評価の実施手順及び医薬品製造に係るコスト試算等、以降の開発が民間主導で円滑に行われるた

めに必要なマニュアルを整備します。

(4) 平成22年度の委託研究経費限度額 90,000千円

## 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続きについて

## 1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システムとは、各府省が所管する競争的研究資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

## (1) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad における研究機関・研究者の登録及びシステムの操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。また、操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

マニュアル

研究者用 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>

研究機関用 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>

e-Rad ヘルプデスク

TEL 0120-066-877（フリーダイヤル）

（受付時間帯）午前9：30～午後5：30（土曜日、日曜日、祝日を除く）

※上記以外に関する問い合わせ（事業の具体的内容、応募資格等）は、e-Rad ヘルプデスクではなく農林水産技術会議事務局担当者（15問い合わせ先）までお願いします。

## (2) e-Rad の利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（土～日）午前12：00～翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせします。

## 2 e-Rad への研究機関・研究者情報の登録

## (1) 研究機関の登録

本委託事業に応募する場合、提案者が所属する研究機関は応募時までに e-Rad に登録されている必要があります。研究機関の登録方法については、e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>）を参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。一度登録が完了すれば、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、農林水産省及び他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、e-Rad では研究者の所属する研究機関を所属研究機関と称します。

## (2) 研究者情報の登録

提案者は、応募時までに提案者の研究者情報を e-Rad に登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておく必要があります。なお、研究者情報の新規登録は所

属研究機関の事務代表者のみ行うことができますのでご注意ください（e-Rad では、所属研究機関において e-Rad に係る事務を総括する者を事務代表者と称します。）。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。

### 3 e-Rad による応募について

応募者は、e-Rad ポータルサイトから応募要領及び提案書（様式）、契約書（案）（Word、一太郎、PDF）をダウンロードし、応募要領に従って提案書を作成して下さい。提案書は日本語で作成して下さい。

※ e-Rad システム上は、提案者から直接農林水産技術会議事務局に対して応募することも可能ですが、委託プロジェクト研究では組織として応募していただく必要がありますので、必ず所属研究機関の事務代表者による e-Rad システム上での承認を得た上で応募して下さい（提案者が直接応募することは避けてください）。

※ 共同研究機関が研究機関コード・研究者番号を取得していない場合であっても、中核機関が当該コード・番号を取得している場合は、当該システムへの入力が可能です。なお、その場合、受託機関決定後速やかに、全ての共同研究機関において研究機関コード・研究者番号の取得をしていただき、e-Rad 上の「研究分担者」欄へ共同研究者情報について入力していただくこととなります。

### 4 応募受付期間

平成22年1月8日（金）～平成22年2月19日（金）午後5：00

※余裕を持って早めにご応募ください。

### 5 e-Rad 使用上の注意事項

① 提出書類（アップロードファイル）は「Word」又は「一太郎」のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。「Word」又は「一太郎」の推奨動作環境については、ポータルサイトを参照して下さい。

② 提出書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

③ アップロードできるファイルの最大容量は 3MB までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。

④ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字に関しては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている操作マニュアル（「研究者向け」1.7-3～1.7-4 <http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>）を参照して下さい。

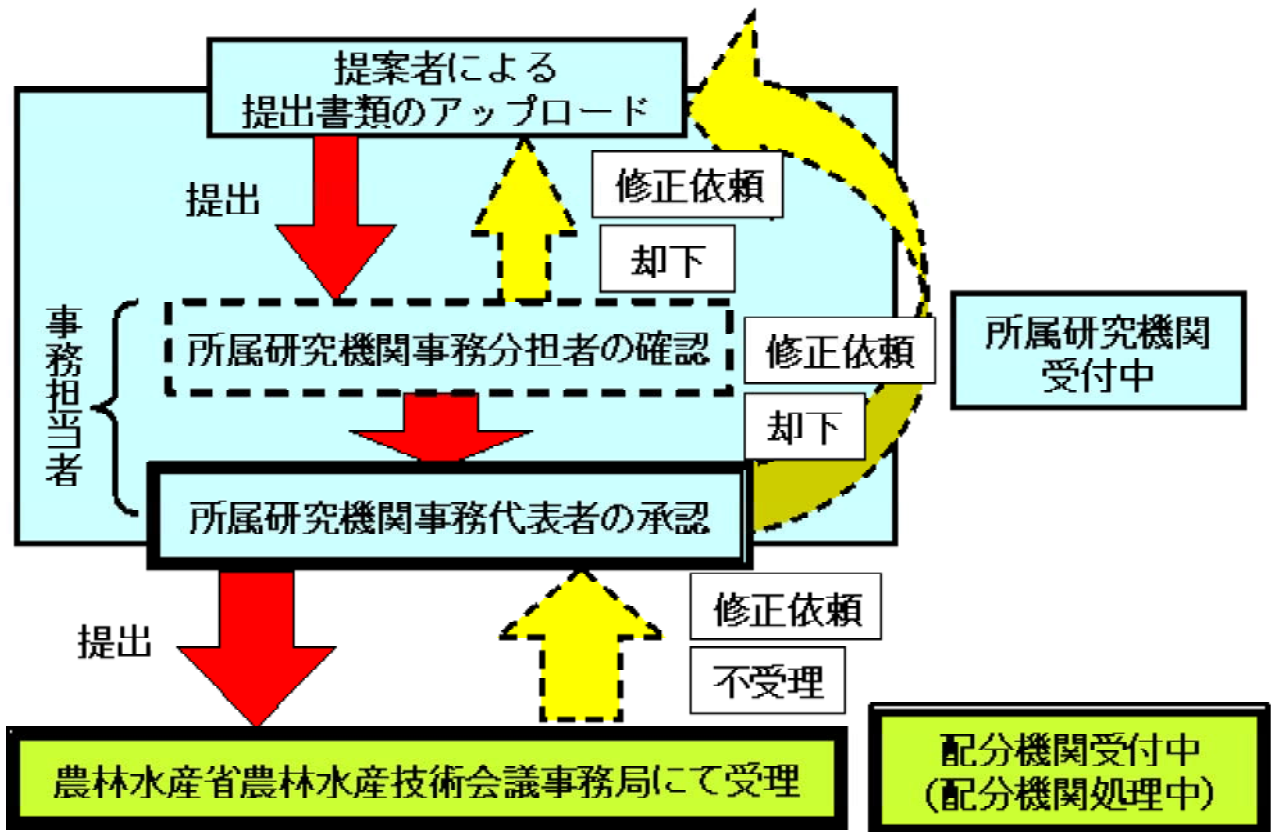
⑤ 提出書類をアップロード後、「受付状況一覧」画面の受付状況が「所属研究機関受付中」となっている間は、所属研究機関の事務担当者（e-Rad では、所属研究機関の事務代表者と事務分担者（e-Rad の事務を分担する者）を総称して事務担当者と呼びます。）から農林水産省へはまだ提出されていない状態ですので、提案内容を修正することが可能です。所属研究機関の事務代表者がシステム上の承認行為を行うと、農林水産省に提出されたとの扱いとなります（「受付状況一覧」画面の受付状況が、「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」と表示されます。）。

なお、提出した応募書類を締切期限内に差し替え・修正を行う場合は、事前に農

林水産技術会議事務局担当者までご連絡下さい（予め農林水産省側で、上書き禁止の解除操作を行わないと、応募書類をシステム上で修正することができません。）。その場合、提出期限までに提出できない場合は、無効となります。

- ⑥ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となっていない提案書類は無効となります。応募書類の受理状況を必ず確認して下さい。
- ⑦ 応募受付期限までに e-Rad による応募手続きの操作を必ず完了して下さい。応募受付期限前に e-Rad にログインした場合であっても、応募受付期限の時刻を過ぎてから所属研究機関の事務代表者が承認操作を完了した場合には操作自体が無効となりますのでご注意下さい(この場合、農林水産省に提案書類は提出されていません)。締切日間際に、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合、e-Rad へのデータの入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って早めに（少なくとも締切り一週間程前には）データの入力を行って下さい。
- ⑧ e-Rad で、「受付状況一覧」画面の受付状況が「配分機関受付中」又は「配分機関処理中」となった後、1週間程度は、農林水産省担当者より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、提案者と確実に連絡が取れるようにして下さい。

e-Rad による提案書類提出の流れ



「受付状況一覧」画面における「応募状況」の表示

作成中	提案者が入力途中の応募情報を一時保存した状態です。[再開]ボタンから応募情報の作成作業を再開することができます。
未確認	提案者が作成した自分の応募情報を提出していない状態です。[提出]ボタンをクリックしないと、応募情報は所属研究機関事務担当者に受け付けられません。
修正依頼	提出した応募情報に対して、所属研究機関事務担当者又は農林水産省担当者から修正依頼が入ってる状態です。[修正]ボタンから応募情報を修正し、再度提出して下さい。
所属研究機関受付中	応募情報が所属研究機関事務担当者に受け付けられた状態です。所属研究機関事務担当者から農林水産省の担当者にはまだ提出されていません。
配分機関受付中	提案者が提出した応募情報を事務代表者が承認し、農林水産省の担当者に受け付けられた状態です。
配分機関処理中	提出した応募情報は農林水産省の担当者に受理されました。
却下	提案者が提出した応募情報は、所属研究機関事務担当者が却下しました。却下理由は所属研究機関事務担当者に確認して下さい。
不受理	提出した応募情報は、農林水産省の担当者が不受理にしました。不受理理由は農林水産省の担当者に確認して下さい。